

相続財産からのご寄付

鳥や自然が大好きだった故人の遺志を未来に繋げるために、相続された財産の一部をバードライフ・インターナショナル東京（以下、バードライフ東京）へご寄付いただけませんか。

この寄付額分については、一定の条件で相続税が免除されます。

ご寄付の流れ

1.ご相談、ご意思の決定

内容の決定（金額など）

ご相談（使い道のご希望など）

2.ご寄付

ご寄付

バードライフ東京より領収書と、一般社団法人であることの証明書の写しを発行（入金から、2週間程かかる場合がございます）

3.必要な場合、相続税の申告と納付（故人ご逝去から10か月以内）

相続税の計算と申告、納付

相続税とは

相続財産の合計が「基礎控除額」より多い場合、金額に応じた相続税の申告・納付が必要です。一般社団法人への寄付においても、バードライフ東京のような非営利型法人への寄付分は、相続税が非課税になりますが、必ずその旨の申告が必要です。

相続税の基礎控除額

3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）※

※税金について、詳しくは専門家や、税務署等へもご相談ください。

相続税とは

ご逝去日から10ヶ月以内に、以下のご対応が必要です。

- ・ご寄付のお振込み
- ・バードライフ東京からの領収書と証明書の発行（入金から2週間程かかる場合がございます）
- ・当該領収書と証明書を添えて、相続税の申告と納付

お問い合わせ先

一般社団法人 バードライフ・インターナショナル東京

Tel : 03-6206-2941